

六月二十日(第四日)

一、開議及散會時刻 自十時三十分 至十時五十分

二、出席議員の次の通りである

議席	氏名	議席	氏名	議席	氏名
一	仲村春正	八	知花正次	五	天久盛雄
二	岸本利定	九	米須清祐	六	当山神太郎
三	伊佐真一	一〇	伊本正重	七	安次富盛信
四	佐喜真博祐	一〇	堀城清善	八	福嶺盛三
五	中山勝豊	一一	中里幸助	九	岩里敏行
六	安里良朝	一二	松本利定	一〇	柳原正賢
七	崎間健二郎	一三	山本朝徳	一一	

三、欠席議員なし

四、市町村自治法第六十二條の現定により、會議事神説明のため出席した者次の通りである

議長 仲村春勝 財政課長 当山金豊
 助役 吳屋真徳 経済課長 澤山安一
 収入役 仲村春松

五、會議事神は次の通りである

議案第一号 宜野湾村上水道給水條例改定について
 議案第二号 宜野湾村上水道事業債を起すことについて
 議案第三号 宜野湾村上水道事業特別會計への繰入について
 議案第四号 一九六年度宜野湾村上水道事業特別會計才入才出予算について

宜野湾村役所

議案第九号 宜野灣村水道事業費を経費とするに付いて
大議事日程は次より通りである(書記として朗読せられた)

日程第一号 議案第一五号 (可決)

日程第二号 議案第一六号 ()

日程第三号 議案第一七号 ()

日程第四号 議案第一八号 ()

七、議案の類
日程第五号 議案第一九号 ()
日程第六号 議案第二〇号 ()
日程第七号 議案第二一号 ()
日程第八号 議案第二二号 ()
日程第九号 議案第二三号 ()
日程第十号 議案第二四号 ()
日程第十一号 議案第二五号 ()
日程第十二号 議案第二六号 ()
日程第十三号 議案第二七号 ()
日程第十四号 議案第二八号 ()
日程第十五号 議案第二九号 ()
日程第十六号 議案第三〇号 ()
日程第十七号 議案第三一号 ()
日程第十八号 議案第三二号 ()
日程第十九号 議案第三三号 ()
日程第二十号 議案第三四号 ()
日程第二十一号 議案第三五号 ()
日程第二十二号 議案第三六号 ()
日程第二十三号 議案第三七号 ()
日程第二十四号 議案第三八号 ()
日程第二十五号 議案第三九号 ()
日程第二十六号 議案第四〇号 ()
日程第二十七号 議案第四一号 ()
日程第二十八号 議案第四二号 ()
日程第二十九号 議案第四三号 ()
日程第三十号 議案第四四号 ()
日程第三十一号 議案第四五号 ()
日程第三十二号 議案第四六号 ()
日程第三十三号 議案第四七号 ()
日程第三十四号 議案第四八号 ()
日程第三十五号 議案第四九号 ()
日程第三十六号 議案第五〇号 ()
日程第三十七号 議案第五一号 ()
日程第三十八号 議案第五二号 ()
日程第三十九号 議案第五三号 ()
日程第四十号 議案第五四号 ()
日程第四十一号 議案第五五号 ()
日程第四十二号 議案第五六号 ()
日程第四十三号 議案第五七号 ()
日程第四十四号 議案第五八号 ()
日程第四十五号 議案第五九号 ()
日程第四十六号 議案第六〇号 ()
日程第四十七号 議案第六一号 ()
日程第四十八号 議案第六二号 ()
日程第四十九号 議案第六三号 ()
日程第五十号 議案第六四号 ()
日程第五十一号 議案第六五号 ()
日程第五十二号 議案第六六号 ()
日程第五十三号 議案第六七号 ()
日程第五十四号 議案第六八号 ()
日程第五十五号 議案第六九号 ()
日程第五十六号 議案第七〇号 ()
日程第五十七号 議案第七一号 ()
日程第五十八号 議案第七二号 ()
日程第五十九号 議案第七三号 ()
日程第六十号 議案第七四号 ()
日程第六十一号 議案第七五号 ()
日程第六十二号 議案第七六号 ()
日程第六十三号 議案第七七号 ()
日程第六十四号 議案第七八号 ()
日程第六十五号 議案第七九号 ()
日程第六十六号 議案第八〇号 ()
日程第六十七号 議案第八一号 ()
日程第六十八号 議案第八二号 ()
日程第六十九号 議案第八三号 ()
日程第七十号 議案第八四号 ()
日程第七十一号 議案第八五号 ()
日程第七十二号 議案第八六号 ()
日程第七十三号 議案第八七号 ()
日程第七十四号 議長 ()
日程第七十五号 議長 ()
日程第七十六号 議長 ()
日程第七十七号 議長 ()
日程第七十八号 議長 ()
日程第七十九号 議長 ()
日程第八十号 議長 ()
日程第八十一号 議長 ()
日程第八十二号 議長 ()
日程第八十三号 議長 ()
日程第八十四号 議長 ()
日程第八十五号 議長 ()
日程第八十六号 議長 ()
日程第八十七号 議長 ()
日程第八十八号 議長 ()
日程第八十九号 議長 ()
日程第九十号 議長 ()
日程第九十一号 議長 ()
日程第九十二号 議長 ()
日程第九十三号 議長 ()
日程第九十四号 議長 ()
日程第九十五号 議長 ()
日程第九十六号 議長 ()
日程第九十七号 議長 ()
日程第九十八号 議長 ()
日程第九十九号 議長 ()
日程第一百号 議長 ()

議長 午後十時五分 分南會堂

議員出席 議案は可決せられた。本會中の議案を再
開致しませう。

議長 南議事堂

二、番 日程変更の動議がなされ、本會堂付託の動議中先に
付託されたものは先に報告する方が、議會運送の常道で
ある。本議案の委員會對話にわたった。スラムの報告を先に
する方が正しい。同報告を先にしてもいい。日程変更動
議を提出せられた。

議長 賛成と唱えられた。

議長 日程変更の動議がなされ、動議は可決せられた。

一七番 日程規定方針通り水道関係は先にしてその後にしたと思つ
た。この問題は承知通り急を要するものではない。水銀の支店長から

呼ばれて、起債をどうするかを要するものではない。水銀の支店長から

宜野灣村役所

	<p> 琉銀の運用も七月一日から始まるが、去つた五日でまてめて ぐらわはちりつたが、困つておる。日程変更せず、その 手を進めてもらつたい。 </p>
一三 番	<p> 水道関係の付託業務を先ほど、午後におく進めて良か おささします。 </p>
議長	<p> 秋より身の上の向類でありますので、退場致します。副議長 に議長職をお願致します。 </p>
副議長	<p> では秋の方から、夏に議事運営を致します。 </p>
二〇 番	<p> 市町村自治法第五十七條の祖し書の規定により、議會にお席 と発言したは、御同意願します。 </p>
副議長	<p> 唯今三番議員より、弟手七条の祖し書の規定により、お席し 発言致したは、御請求が、お席取りを、お席取りを、お席取り 異議なしと唱へらる。 </p>
副議長	<p> 御異議の御請求が、お席取りを、お席取りを、お席取りを、お席取り の請求を、御請求致します。 </p>
二〇 番	<p> 秋の件について、発言を、お席取りを、お席取りを、お席取りを、お席取り 書の証言者が、お席取りを、お席取りを、お席取りを、お席取りを、お席取り </p>
二 番	<p> 内容が、お席取りを、お席取りを、お席取りを、お席取りを、お席取りを、お席取り </p>
二〇 番	<p> 託人を、お席取りを、お席取りを、お席取りを、お席取りを、お席取りを、お席取り </p>
二 番	<p> 手摺は、お席取りを、お席取りを、お席取りを、お席取りを、お席取りを、お席取り </p>
一七 番	<p> 十七に、水道関係の議案は、一日も早く、お席取りを、お席取りを、お席取りを、お席取り </p>
	<p> 正し、お席取りを、お席取りを、お席取りを、お席取りを、お席取りを、お席取り </p>

宜野湾村役所

	不あり出来可きなり 早速認可決し 一日も早く認可を受けさせ
二番	議員であれ口運言に於いて 二点をおさします
一七番	早之河純吉君は早く早く報告をさせようかと申し出たが、
一七番	不議會に報告がなされるか、当局にありませうか
一七番	議會が調査すべしであれ、それならば、報告をさせないで、
一七番	報告をさせれば、その長と思ふ
一七番	報告をさせ、後でその下、その記憶を述べての事であらう
一九番	未だ報告をされておらず、検査の検査をして後でなければい
一九番	た、その報告をさせて、検査の上で、内容を同様に
一九番	されぬ方が、
二〇番	日程を組む前に、何故その時に、言ひなかつたか、
二〇番	議長は自らの責任において、それを水かきで、動議を出せば
二〇番	ておれば、それが済むべきものであろう
八番	議會は、その方針に於いて、疑議がある、
八番	あれは、その要項に於いて、
二〇番	変更動議に於いて、保存は、その託人を呼んで、そのこと
二〇番	う、そのことと、本日、出来ぬ、その事、その事、
副議長	これを先にすまか、どうか、その一ツは、その事、その事、
一七番	今、その議員、その前、その事、その事、その事、その事、
一七番	その議員は、從來、その事、その事、その事、その事、

総務委員 長	本案については、当委員会に付託され、六月五日、六日、八日、三日、同委員会を召集して審査致した所、別紙委員会報告書を通り決定致した所、くわしきことは、附しては、皆様方の御買疑に依じたいと思つます。
三番	第三七條の水道料金で、他市村にどうなつておるか、那覇、三平の順である、経済、その他、の條件による、数字である、三平等は、早くても、高くなる、との報告を受けた。
六番	第四四條中(の)を加ふ理由は、理由は、請取者、所有者、となく、人、を、向題とし、は、場合、ある程度、損害をせむ、は、なる、う、下、工、作物、等に、限定した、う、あり、
九番	第三九條の五、仙を、三、仙にした理由、根拠は、三、平の場合、あり、検査手数料としては、三、仙位が、適當と認められた、工事の、請負の場合、請負人におしては、当然、な、水、ま、べ、き、と思ふ。
一〇番	第三三條、第三九條、第三三條、は、手数料、に、な、て、お、ろ、が、手数料、と、ある、も、検査、にした理由、三、項、三、項、を、消、した理由は、
総務委員 長	第三九條の場合、は、手数料、持、資、材、に、よ、つ、て、入、る、場合、ソ、レ、く、セ、ニ、マ、ク、行、な、や、ら、け、れ、け、ら、ら、ん、が、請、負、せ、せ、る、場、合、は、水、取、位、は、当然、だ、と思ふ、第三三條、に、お、い、て、は、喜、中、に、お、い、て、は、変、り、は、な、い、と、事、で、消、した。
一〇番	第三三條の見出し、に、消、した理由は、
総務委員 長	第三三條、と、は、敷、訂、算、の、費用、が、入、る、カ、リ、と、思、ふ。

宜野湾村役所

議 長	下口金會一致で議案第一号 宜野湾村下水道給水條例設置案を修正して原案通り可決決定致します。
議 長	休憩致しませう。(午後三時五分)
議 長	再開致しませう。(午後三時八分)
議 長	日程第一議案第二号 宜野湾村下水道事業債を起すことについでに付議致しませう。
議 長	本業に於て日先に経済常任本員會に付託の上着査をお願ひしてありましたが去る五月二十八日に本員會より別紙通り着査報告が有りましたので、
議 長	書記をして朗読せしめます。
議 長	委員長の報告を願ひます。
經濟委員長	本業に於ては、本員會に付託され六月二十五日六月五日の二日間本員會を開催して着査致しました所、別紙本員會報告書を通り決定致したが大體の通りと云う事は此様才の御質疑に於いては、思ひます。
經濟委員長	補助金とはお出でですか、ソツルにしても全部村財源にりとめることは不可能であると思ひ、原案承認した。
議 長	質疑願ひます。
議 長	本業に當つて村によつて事業債をおこなふことに及び、事業の進捗は、一部住民の利便を計ることと云う事は、外の住民の利便もこの面をどう言つて検討かるされたい。
經濟委員長	事業の進捗の進捗を算定せしむること。

宜野湾村役所

経済委員長	銀行では優先的に返債に当てるという話を南におき、下の規定にも同じく、又持済によつて可能と思ふとの説明をしたが、私はお来きと思ふ。
八 番	事業起債として、貸入目的のために使へ行くために、すうまうと、金は事業面の災害も考慮も必要がある。
村 長	うまう行く様に考へたが、お来き場合等もあるかも知れない。今の話の特會計をおいて、その中に赤字になつた場合、銀行も充分償還をすべき意味でかりませんが、同じした場合、外にどうしてヤミと口を言つておいて思ふ。
八 番	他の事業体からの場合は、担保が必要だが、村の場合はどうか、向うでも、そのうちとらんという事は、同じと思ふが、もうその場合、村が負担すべきであらうか。
助 役	担保に付して、村は必要、責任は全住民にかかるとする。銀行も起債を許した。政府の方針によつて取をやるか、否かは、そのおのり。
一七 番	質疑打ち切りの動議を提出します。
一七 番	要議なしと用場を閉じたい。
議長	御異議がなければ、認めて質疑を打ち切ります。
議長	討論を願います。
一三 番	本村の水不足であり、水道が早くとは、保連上りが必要であり、又村を弁償させるには必要、政府の補助がなければならぬと思ふので、委員会の通り賛成致します。

宜野湾村役所

議 長	唯今ニシテ審議委員より賛成意見が取りました外にありませんが 要議らしと唱へてあり
議 長	御異議は林でありませんので議案第七号宜野湾村長水道 事業債を起すことに付て原案通り可決決定致します
議 長	日程第三議案第七号宜野湾村長水道特別會討へ繰入に付 是も付議致します
議 長	本案に付ては先に財政常任委員会に付託の上審査を依頼 してありましたが、まう六月八日に委員会より別紙の通り審 査報告が取りましたので
議 長	書記として朗読せしめます
議 長	委員長報告を願います
財政委員長	本案に付ては当委員会に付託され六月二十六日、二十七日の二日間、 わたり委員会を開催して審査致しました所、別紙委員会報 告書の通り決定致しましたので、くわしいことは皆林君 の御質疑に依りてお話しします
一七 審 査	繰入後にわたる繰入金について、どう林に検討されたか
財政委員長	公営企業法第八条に、二で原則に、その下に、別に債の償還 するものなく繰入条件
一七 審 査	補助金が来れば早く繰戻すことに、その話したが、收支計算 書には、全くふれて、その理由は、
財政委員長	收支計算の通り年次計画に、その通りである
財政委員長	審議の場合、公営企業法第三三条剩余金の規定は、法定積

宜野湾村役所

		<p>立外のりであるので、それを認めた。</p>
三	番	<p>村有無地審判用地の額について検討したことは、その</p>
財政委員長		<p>に、予算の中の額も検討したことは、その</p>
八	番	<p>繰上り仲立を、減が消却の中に含まれて、その、一、二、三、年</p>
		<p>は、含まれては、繰上り年度を、二として、その、後、で、か、せ</p>
		<p>の、言、い、が、</p>
財政委員長		<p>收支に、の、備、置、に、入、り、お、お、法、定、積、立、金、が、あ、る、</p>
		<p>補助金の場合、は、口、す、ぐ、お、来、ま、し、の、事、で、積、立、如、何、に、ま、す、付</p>
		<p>お、来、ま、し、思、い、が、</p>
一五	番	<p>繰上り金、は、普、天、向、り、水、道、事、業、の、繰、上、と、思、い、が、水、源、地、に</p>
		<p>お、い、又、水、道、公、社、を、利、用、す、る、他、の、地、域、に、つ、い、て、は、ど、う、か、</p>
財政委員長		<p>上水道は、都市を、め、ざ、し、て、の、事、業、で、あ、る、が、全、取、的、で、あ、る、</p>
		<p>財源に、お、い、て、細、分、け、あ、る、と、し、た、場、合、一、時、的、に、む、ら、し、が、</p>
		<p>じ、ま、く、に、返、還、さ、し、る、形、で、あ、る、</p>
一七	番	<p>財政法、第、六、条、の、と、り、を、基、に、し、て、行、つ、て、お、り、ま、か、</p>
財政委員長		<p>財政法、第、六、条、の、他、特、別、の、事、項、</p>
一五	番	<p>質、疑、い、の、中、に、一、地、域、的、の、事、業、で、思、慮、に、あ、つ、た、ら、ば、お、い、が、</p>
		<p>あ、る、が、三、名、の、補、助、額、を、五、〇、〇、に、増、額、さ、せ、て、行、つ、つ、意、思、は、</p>
		<p>お、い、が、</p>
助	役	<p>村、が、や、り、場、合、村、一、内、で、お、い、が、お、い、が、本、業、件、も、現、在、下</p>
		<p>は、一、部、が、お、い、が、お、い、が、一、部、が、お、い、が、補、助、金、を、増、す、こ、と</p>
		<p>は、お、い、が、お、い、が、お、い、が、</p>

宜野湾村役所

二番	補助金を予定してはいるが、補助金を交付しないという事は ないか。
経済課長	用は政府にありますが、それ下で予定してあるから、やむを得ない 事口を来らんか。
二番	予算口とてあつて、事務店式より下になる。政府の方 針がどうであるとして、右へ行くとした場合、 それは予算であつて、そう言うことはいいと思つて。
議長	質疑を打ち切り、討論に入ります。
一七番	討論を願ひます。
八番	委員会を来週より、原来に啓成して、 どうして、水を解決する事において、一日も早く、とは同感で ある。議案の内容は、村の内とて、話しただけ、實際は 一部であり、二〇四年後は、どうなるか。
議長	一、救済計より多額な金を繰入る事は、村に負担がある 同じく、簡易水道にも補助して、裁くことを考へなければ ならぬ。南の方では、若干の補助をして、政府の方のみ 補助金、一部は簡易水道にまた、水不足が、一部 落に補助金として交付しても、どうしようもないか。
二番	休憩を致します。(午後三時三十分)
八番	再開致します。(午後三時三十分)
議長	原案を通り、賛成とて、御意見をかりましたか、外にありませんか。

宜野湾村役所

議 長	異議なしと嘖々口ナリ 御異議がらむと認めて原案通り可決決定して良 シヤシヤ
議 長	異議なしと呼ぶもウチリ では異議がらむと称してありませう下議案第七号並野津 上水道特別會計へ繰入案を原案通り可決決定致します
議 長	日種第四議案第八号一九六〇年度宜野湾村上水道事 業特別會計入オオオ予算案を付議致します
議 長	御質疑願います質疑う米に先に経済常任委員会に付託 した本案に於て委員会より別紙通り報告がおります
議 長	書記を朗読せしめます
議 長	委員長報告を願います(補足説明) 委員長報告の通りであります。細部のについては御質疑 に依りたくおしめます
議 長	御質疑願います 二頁の補足説明を挿入します。一九六〇議案と相関運して 村道營造記、水道設置の人員向題、補償の向題、 貸入の英補償が予備費で可能かどうか
二 番	會計案(提)政府の認可を要するものと、美施すものと して、数字は妥当かどうか、人費の数字と見ると、バラツクの 美から見る綿密に検討したかどうか
經濟委員長	数字の差は主審が違ふと思ふが、一般事務の場合、技術の

経済課長	場合の莫と類に差が事向家を採用するも莫に於いて一般職 員より上りたる莫は技術者や技術者向題目か 或る意味で完全とする意味で進めた。
二 番	唯今までの当局へ同か。取が議決に於いて職員が身分は 他人の規程でござれりか。又木と竹保四五等々や五人を確 うの下あまひ。
経済課長	身分は條例で人選はその力ある人を選ぶが不想定。土 業監督等は是数には入りたり。臨時で高度の計画性の ある人を選び役で工事にミスがあらう困るう下
一九 番	道路工事費について水道事業の場合に必要か、 公道から浄水場へ通ずる道路である
経済課長	建設費の二六〇〇〇。其の数字があらは根拠は 一敷三項の説明をもういた
二 番	此の請負は技術員は
経済課長	技術者はよろ。その米位り道である
一三 番	浄水道を通ずる道路の必要性について。三井が可成り つては
経済課長	一 毎月砂運搬が必要で運搬監視人う道頭が必要である 二 単價は山であるうで可能だと思つ
一五 番	現在、場所以外に他にほか、又検討するに必要か。二六 防火水産の規格に当てはめられたにも外は別
経済課長	防火水産の規格に当てはめられたにも外は別
一三 番	土地は微妙だが地に場所は別とする場合

宜野湾村役所

経済課長	予借でその種りて計上とある
経済課長	清水場、道路の両方ですかり
一三 審	單據と場所と地主が反対した場合法的裏付があるか
助 役	執行するがビニカは別として法はある
一ニ 審	水道課建設課に之せようか
経済課長	当初二番は建設課、来月一月から水道課に移す
一ニ 審	水道課建設課の問題は別々にするが、数を入れているか、ビニカ
経済課長	体例で後でやま
一ニ 審	給米についてビレにどうして適用するが
助 役	現條例には含まれるか
一ニ 審	参考)あくまでも特別會計で普通一般事務に従事する職員の方式をどうするか
一ニ 審	會計は含まれておるか (なし)
一ニ 審	光熱費とはビニカどうか
経済課長	水源地の電気が故障した場合の予備で、電氣関係配線より資料とヒツマヤっておろ
議 長	昨今定刻に在りし時でありませうか、時間延長して審議したいか、思ひますか
一ニ 審	要議らしと呼ぶかありか
議 長	御要議の通り様うでありませうか、時間延長を決定致しませう
一ニ 審	質疑 ありませうか

宜野湾村役所

議 長	すゝ米を上提致します。
議 長	質疑うすに本米に付ては経済常任委員會に付託とあり ました。別紙の通り去々六月二十八日附で委員會より報告が ありましたので。
議 長	書記をして朗読せしめます。
議 長	委員長報告も願います。
經濟委員 長	委員會報告の通りでありますが、事業そのものが模大 なる金額で経済費も妥当と認め、細部に付ては皆杯さう 御質疑に回答を致します。
議 長	質疑に入りませう。
一 番	經濟費、收支計算書の中(おん)と經濟三イイわと思つたが 心之を經濟費としてやつて、その變で所で檢討されたが 繰入金はどのやう、どう言う風にして檢討すべきやうであらうか。
一 番	經濟費であらうので、わく内であらうので、議決はどうか。
議 長	質疑はばら杯うでありませう。質疑を打ち切ります。
、	討論を願います。
一 番	水道の面では必要性は否かと思ひます。原米通り翌日 で致します。
議 長	地に御意見はありませうか。
議 長	異議なしと呼びかけあり。
議 長	別御意見がある杯うでありませう。議決は原米九斗、並野湾上水 道事業費を經濟費とする案を原米通り可決と定致します。

宜野湾村役所

